

## 第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

当協会は公的な保証機関として、中小企業・小規模事業者の経営の円滑化を図り、その健全な育成と地方創生に貢献するため、金融機関と連携しライフステージに応じた適切な役割分担に努めるとともに、返済緩和先に対し、金融機関や各種支援機関と連携を図りながら実効性の高い経営改善支援・事業再生支援に努めます。

初期延滞先・事故先に対しては、実情に応じて返済緩和の条件変更を行う等、迅速な対応を行い、代位弁済先に対しては、回収の基本ポリシーを踏まえながら、効率性を重視した管理回収を図ります。

また、保証協会の公的使命や社会的責任を果たすため、コンプライアンス態勢の継続的な強化や反社会的勢力等の排除に努めるとともに、効率的な人材育成を図りながら組織体制の構築を行います。

こうした認識に基づき、当協会は小規模協会の強みを活かした「かゆいところに手が届く」サービスを展開し、「信頼のある協会」、「特色のある高品質なサービスを提供する協会」、「親切・親身な協会」を目指し、スピード感のある業務運営にあたることを基本方針とします。

なお、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年間ににおいては、次に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

1. コロナ禍及びアフターコロナの状況下における迅速かつ弾力的な保証審査  
金融機関との情報交換の頻度を高め、一層の連携強化を図ることで、中小企業・小規模事業者の実態を的確に把握し、迅速かつ弾力的な保証審査に努めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対しては、伴走支援型特別保証制度を活用し、継続的な伴走支援を行います。
2. 中小企業・小規模事業者のニーズにあった保証の推進  
中小企業・小規模事業者のニーズや実態を把握し、最も適した保証制度を推奨するとともに、国や岐阜市の施策に基づく保証制度の積極的なPRに努めます。
3. 経営改善支援・事業再生支援の促進  
金融機関や岐阜県中小企業再生支援協議会等、各支援機関との連携強化を図りながら、適切な役割分担を行い、密度の濃い経営改善支援、事業再生支援に取り組みます。  
返済緩和先、業績悪化先等に対し、中小企業診断士派遣による企業診断や経営改善計画策定支援を行い、経営者との議論を通じて改善策を提案し、経営改善に繋がります。  
また、これまで企業診断、経営改善計画策定支援を行った企業について、終了後1～5年程度の決算データを蓄積し、改善状況の確認を行い、実効性を向上させるための効果検証の準備を進めます。
4. 返済条件緩和先の正常化支援  
返済緩和先に対し、当協会が能動的に正常化スキームを検討し金融機関に提案することで、正常化支援に取り組みます。  
コロナ禍で債務を抱えた特に経営状況の苦しい返済条件緩和先に対しては、企業訪問による助言指導や経営改善サポート保証（感染症対応型）等の活用による資金繰り支援を行います。
5. 創業支援の充実  
岐阜市や各種支援機関と連携し、「起業家育成スクール」を継続して開催します。また、創業保証制度について金融機関等へ周知し、利用の促進を図るとともに、創業の事前相談、創業計画策定支援、創業後の保証先のフォローアップを強化します。
6. 事業承継支援の促進  
経営者の高齢化により事業の継続性に不安のある先に対して、金融機関や支援機関と連携して円滑な事業承継支援に取り組みます。事業承継診断や個別相談により経営者に「気づき」を与えるとともに、事業承継関連保証制度、事業承継特別保証制度について、金融機関等に周知し利用を促進します。
7. 期中管理の充実・効率化  
初期延滞先、事故先に関して、金融機関との連携を密にし、速やかな情報収集及び実態把握に努め、期中管理業務の効率化に取り組みます。また、定期管理を強化し実態を把握した上で、返済緩和等の条件変更を柔軟に行うことにより、延滞解消、事故解消及び代位弁済抑制に努めます。
8. 効率性・管理コストを重視した管理・回収  
初動を徹底し、顧客の現況及び資産状況等の把握に努め、有担保債権は、早期担保処分着手します。「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」等を活用し、回収の最大化を図ります。また、回収が困難と判断される求償権を早期に見極め、積極的に管理事務停止及び求償権整理を推進します。
9. コンプライアンスの強化  
コンプライアンスプログラムの確実な実行とその検証により、役職員間の意識及び情報の共有を図りコンプライアンス態勢の強化に努めるとともに、内部監査・検査の実効性を高めることにより、事務リスク発生原因の根絶に努めます。  
また、反社会的勢力等情報確認事務マニュアルに沿った事務的対応をし、公知情報等を基に収集した反社会的勢力に関する情報をベースに、金融機関、警察、暴力追放推進センター等の関係機関及び顧問弁護士との連携強化を図り、反社会的勢力等の排除に取り組んでいきます。
10. 人材の育成  
全国信用保証協会連合会等が主催する外部機関の階層別研修や課題別研修等に参加し、多様なニーズに応えられる人材の育成に努めます。また、通信教育や資格取得の奨励、全国信用保証協会連合会が主催する信用調査検定の積極的な受験を促すなど、職員の専門知識の習得やスキルアップに努めます。
11. 危機管理体制の強化  
防災訓練の実施や事業継続計画（BCP）に基づく訓練及び研修を実施し、危機管理体制の強化に努めます。また、災害時等でも役職員間で連絡がとれるよう、役職員安否確認訓練を行います。  
事業継続計画（BCP）が実効性のあるものとなるよう、適宜見直しを図ります。
12. 広報活動の充実、情報の分析と活用  
CM等のメディアを活用し、協会の認知度向上を図るほか、国や関係機関から提供された情報等について、ホームページによる効果的な情報発信に努めます。  
また、協会の保有する情報を分析し、保証制度の創設や見直しに取り組みます。